

徳島県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月十九日

徳島県知事
後藤田正純

徳島県条例第九号

徳島県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県保健福祉関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の八十八の二の項及び八十八の三の項中「第十四条第七項」を「第十四条第六項」に改め、同表の八十八の四の項中「第十四条第九項」を「第十四条第八項」に改め、同表の八十九の項中「第十四条第十五項」を「第十四条第十三項」に改め、同表の八十九の二の項のイの(1)中「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第八項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第七項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令」に改める。

附則

この条例は、令和八年五月一日から施行する。